

平成5年 4月22日

◎非常照明の設置を免除できる通路について

原則として、避難通路には、非常照明を設置しなければならない。
 但し、採光上有効に直接外気に開放された通路であれば設置する必要はない。(令126条の4)

横浜市の、「採光上有効に直接外気に開放された通路」の条件としては、次図の通りである。

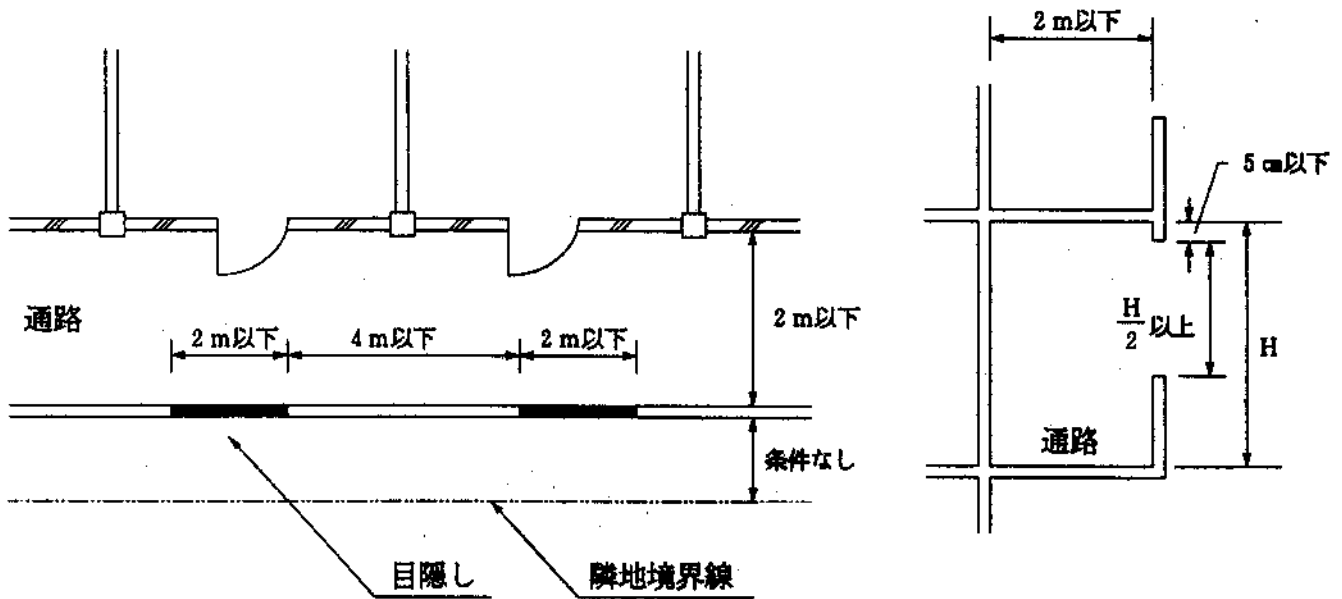


図. 1 採光上有効に直接外気に開放された通路

※他の行政庁との相違点 (建築設備設計・施工上の指導指針 1993年版 P.97 参照)

項	目	横浜市	他の行政庁
1	隣地境界線から通路までの距離の規制	免除	0.5m以上
2	下り壁(梁も含む)	5cm迄、認める	認めない

以上 横浜市建築局建築審査課設備係 森氏による

◎今後の対応

建築・消防上開放廊下であっても、上記の条件をみたさない通路であれば、非常照明を設置しなければならない。 今後は、物件毎に確認する必要がある。